

## 日商簿記検定 団体試験（京都商工会議所実施分） 実施規則

京都商工会議所（以下「本所」という）が主催する日商簿記検定試験 団体試験（以下「本試験」という）の受験申込みにあたって、以下の事項について確認、厳守をお願いします。

また、本試験をお申込みされた団体は、本所 HP に掲載している「個人情報の取扱いについて」のすべての事項に同意しているものとみなします。

### 1. 受験申込み、受験対象者について

- 本試験は、『日商簿記検定試験（団体試験方式）』実施に係る誓約書（別紙1）の内容を遵守することを誓約いただける方のみお申込みいただけます。
- 本所会員(3口以上)の企業、団体、学校からの受験申込みにより実施し、所属している従業員、職員、学生を受験対象者とします。複数の企業、団体、学校による合同受験はできません。
- 申込み人数は、各級とも原則として10名以上の申し込みが必要です。
- 「団体試験実施要項」（別紙2）に関して、受験者の同意を得た上で、申込手続きを行ってください。
- **該当試験の担当者及び試験問題や解答用紙に接することのできる方(関与者)は受験できません。 ※受験した場合は無効になります。**
- 試験40日前までに「施行申込書」（様式1）を提出してください。本所にて試験実施の承諾後、試験21日前までに「団体試験システム」より受験者情報をアップロードするとともに、「取りまとめ票」（様式2）を本所に提出し、試験7日前までに受験料を納付してください。なお、試験実施の承諾後の試験日の変更はできません。また、システムへのアップロード後の受験者・受験人数の変更やそれに伴う受験料の変更・返金はできません。なお、次回試験への繰り越しは試験日からの日数に関わらずできません。

### 2. 実施ならびに試験資材・受験者等の管理について

- 自然災害または火災、停電、盗難、その他不可抗力による事故等の発生による試験中止の判断は、本所と貴社、貴団体、貴校（以下総称して「貴団体」といいます）が協議の上、決定します。
- 試験資材（問題用紙、解答用紙など）は、試験当日に本所から持ち込みます。指示があるまでは試験スタッフの方が試験問題などの試験資材に接することのないように厳守してください。
- 本試験は本所職員または本所が手配した監督主任の指示の下、問題冊子の配布・回収や本人確認作業等を貴団体が手配した試験スタッフにより実施いただきます。試験スタッフの氏名及び施行試験室の情報（様式3）は、試験21日前までに提出してください。
- 解答用紙の回収漏れがないことや、解答用紙に受験者本人の氏名が正しく記入されていることなどをご確認ください。
- 試験実施にあたり、以下の項目に当てはまる事例が発生した場合、本所に与えた損害の一切を賠償や、受験の無効（合格認定後に判明したときは、その取り消しをします。この場合の受験料の返金はありません。）、以降の試験の実施についてお断りする場合があります。
  - ・ 貴団体の責に帰すべき事由による試験問題の紛失・漏洩が発生した場合
  - ・ 関与者が受験者へ試験問題を教えるなどの不適切な行為があった場合
  - ・ 受験者が不正行為をした場合

### 3. 成績通知について

- 受験者の成績は、試験 14 日後より「団体試験システム」から一覧でご確認いただけます。  
なお、受験者個人への成績通知などを行いませんので、予めご了承ください。
- 合格証書は紙媒体で団体ご担当者宛にお送りいたします。
- 本所は、各受験者の答案内容を開示しません。また、合否・採点に関するお問合せにはお答えしませんので予めご了承ください。

以上